



二本松市総合計画

実施計画

令和7年度 ▶ 令和9年度

笑顔あふれる

しあわせのまち

二本松

令和7年3月 二本松市

目 次

実施計画の策定にあたって	4
財政計画	5
SDGs の推進	7

基本目標 1 健康で暮らし続けられるまち

政策 1 元気で暮らす健康づくり

施策 1-1 介護予防と健康寿命の延伸	8
施策 1-2 生活習慣病予防とこころの健康づくり	9

政策 2 地域みんなで支えあう地域福祉の充実

施策 2-1 社会的弱者への福祉サービス	10
施策 2-2 地域で支えあう福祉のまち	11
施策 2-3 社会保障制度の充実	11

政策 3 生涯学習・生涯スポーツの推進

施策 3-1 生涯学習機会の提供	12
施策 3-2 生涯学習環境の整備	12
施策 3-3 生涯スポーツの振興	12

基本目標 2 地域の誇りに満ちた活力あるまち

政策 1 自然・歴史・文化の価値を磨き続けるまち

施策 1-1 おもてなし観光の推進	13
施策 1-2 歴史・文化・観光資源の発掘活用、整備	13
施策 1-3 文化芸術活動の推進	14

政策 2 活気あふれる商工業と就業機会の拡大

施策 2-1 中心市街地と地域商業の活性化	15
施策 2-2 地域産業と物産の振興	15
施策 2-3 多様な就業の場の確保	16
施策 2-4 地産地消のエネルギー事業の推進	16

政策 3 自然の豊かさを実感できる農業の実現

施策 3-1 農業担い手の育成と生産基盤の整備	17
施策 3-2 ブランド化の推進と販路拡大	18

政策 4 人がつながり支えあう地域づくりの推進

施策 4-1 個性あふれる地域づくりの推進	19
施策 4-2 地域自治活動の推進	19

基本目標3 世代をつないで人を育むまち

政策1 子育てにやさしい環境づくり

施策1-1 妊娠・出産、母子の健康づくりの支援	20
施策1-2 子育て家庭の負担軽減	20
施策1-3 働きながら子育てできる環境の整備	21

政策2 学ぶ力・生きる力を学校・家庭・地域と育む

施策2-1 学校教育の充実	22
施策2-2 学校と家庭、地域が連携した教育の推進	22
施策2-3 学校教育環境の整備充実	23

政策3 若者の定住促進

施策3-1 若者の生活基盤の確保	24
施策3-2 多様な就業の場の確保と若者のチャレンジ支援	24
施策3-3 出会いと交流の促進	25

政策4 多様性と包摂性^{ほうせつせい}

施策4-1 SDGsの推進	26
施策4-2 ジェンダー平等の実現	26
施策4-3 基本的人権に関わる事項	26
施策4-4 国際交流の推進	27

基本目標4 安全で快適な暮らしのあるまち

政策1 居住環境の整った暮らしやすいまちづくり

施策1-1 良好な市街地の形成	28
施策1-2 効率的・効果的な交通体系の整備	28
施策1-3 多世代が集う憩いの場づくり	29
施策1-4 水の安定供給	29

政策2 安全なまちづくりの推進

施策2-1 切れ目ない防災対策	30
施策2-2 暮らしの安全対策の充実	31
施策2-3 医療体制の充実	31
施策2-4 放射線対策の推進	32

政策3 自然と共生し環境にやさしいまち

施策3-1 生活排水処理による水環境の保全	33
施策3-2 自然と森林環境の保全	33
施策3-3 資源の循環利用と環境負荷の低減	34

方策の柱 みんなで創る持続可能なまち

方策1 市政改革

施策1-1 市政改革の推進	35
施策1-2 部課横断型組織体系での対応の強化	35
施策1-3 民間との連携、民間への移行	35
施策1-4 市民協働による市政運営	36

方策2 全ての市民に情報が行き届くまち

施策2-1 広報・広聴の充実	37
施策2-2 シティプロモーションの推進	37

方策3 財政基盤の強化

施策3-1 効率的・効果的な行政運営	38
施策3-2 健全な財政運営の推進	38

方策4 広域連携推進

施策4-1 市域を超えた広域連携の推進	39
---------------------	----

実施計画の策定にあたって

我が国の人口減少・少子高齢化は、婚姻率の低下や出生数の減少、高齢化の影響による死亡者数の増加等を背景に、依然として深刻さを増しており、これからのまちづくりにあたっては、東日本大震災とそれに伴う原子力災害からの復興・再生はもちろん、経済のグローバル化や高度情報化社会への対応、環境問題が深刻化する中での再生可能エネルギーの自給に向けた取り組み、多様化するライフスタイルや市民ニーズへの対応など、変動する社会経済環境の変化にしっかりと対応し、市民の暮らしの基盤を確かなものにしていくことが重要となります。

このような中、限られた資源を有効活用し市民に信頼される行政を展開するためには、無駄使いは決して許されない時代であり、効果的に政策を展開していくため「健康寿命の延伸」、「地域のちから」、「こどもの未来」、「人口減少対策」の4つを各分野にまたがる重点事項と捉え、複合的な視点を持って重点的に取り組んでいくこととした「二本松市総合計画」を策定しました。

二本松市総合計画では、次の4つのまちづくりの基本目標と方策の柱を掲げています。

1 「健康で暮らし続けられるまち」	健康／地域福祉／生涯学習・スポーツ
2 「地域の誇りに満ちた活力あるまち」	観光／文化／商工業／農業／地域づくり
3 「世代をつないで人を育むまち」	子育て／教育／若者の定住／多様性
4 「安全で快適な暮らしのあるまち」	都市基盤／防災・防犯／環境
方策の柱 「みんなで創る持続可能なまち」	市政運営

以上をもって、総合的なまちづくりを進めることとしています。

また、将来像や目標の達成に向けては、「EBPMの推進」、「Society 5.0（第5の新たな社会）への対応」、「SDGs（持続可能な開発目標）の推進」の3つの横断的な視点を持って各施策に取り組み、時代にあった効果的・効率的な施策展開を図ります。

この実施計画は、二本松市総合計画に基づき、令和7年度から令和9年度までの期間について定めるものです。実施計画は、令和7年度当初予算（案）を基本に、各年度に取り組むべき主な施策を掲げていますが、社会経済情勢や地方財政制度の動きに対処し、また、期間内に検討することとしている課題の結果によって実施時期を調整できるよう、毎年ローリング方式により見直しを行うこととします。

なお、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故からの復興のために策定した「二本松市復興計画」の後期発展的復興期間の政策と施策については、新総合計画に盛り込んだことから、これを含めた実施計画としています。

財 政 計 画

[単位：千円]

区 分 \ 年 度		7年度	8年度	9年度
歳 入	市 税	7,056,806	7,063,044	7,015,110
	地 方 譲 与 税	506,001	506,001	506,001
	地 方 交 付 税	9,190,000	9,050,000	8,980,000
	利子・配当・株式・地消・ 二利・自取・交安交付金等	1,646,515	1,656,515	1,667,515
	地方特例交付金	62,000	57,000	47,000
	分担金・負担金 使用料・手数料	544,772	544,772	544,772
	国 県 支 出 金	6,070,301	5,509,693	5,854,881
	財 産 収 入	97,866	70,841	68,915
	繰 入 金	2,379,486	2,241,203	2,751,934
	そ の 他 の 収 入	1,298,096	1,130,401	1,158,494
	市 債	1,990,300	982,600	1,192,000
	うち合併特例債	419,400	295,500	451,200
	うち過疎債	86,900	76,600	39,000
	繰 越 金	50,000	56,558	3,453
	計	30,892,143	28,868,628	29,790,075
歳 出	人 件 費	5,527,850	5,537,368	5,543,862
	一 般 行 政 経 費	18,590,513	17,792,324	18,068,008
	扶 助 費	3,627,684	3,660,334	3,693,278
	物 件 費	5,815,960	4,936,046	5,119,643
	補 助 費 等	5,676,025	5,769,634	5,826,064
	そ の 他	3,470,844	3,426,310	3,429,023
	維 持 補 修 費	453,907	436,606	422,606
	公 債 費	3,480,027	3,584,591	3,670,677
	投 資 的 経 費	2,736,205	1,482,120	2,039,645
	償還助成等債務	47,083	32,166	20,585
	計	30,835,585	28,865,175	29,765,383
歳入歳出差引収支額		56,558	3,453	24,692

財政計画の見積りについて

計画額の算出にあたっては、令和7年度予算額を基本とし、過去の伸び率の推移及び国の経済見通し等を勘案して推計した。

歳入

市 税	…	令和7年度予算額を基本に、人口推計・消費支出率・実質GDP成長率等を考慮して推計した。また、固定資産税の評価替えの影響も見込んだ。
地方譲与税	…	森林環境譲与税は実施計画に合わせた。法人事業税交付金及び地方消費税交付金はそれぞれ市税の消費支出率及び実質GDP成長率を考慮した。それ以外は令和7年度予算額で固定した。
地方交付税	…	令和7年度当初予算額を基本に積算した。交付税措置については、合併特例債及び過疎債については元利償還金の70%分を、補助災害復旧事業債については元利償還金の95%分を、単独災害復旧事業債については元利償還金の47.5%分を見込んだ。理論償還分については、20年間で均等に措置されることを仮定して算出した。なお、臨時財政対策債については、令和7年度以降措置が無いものとした。特別交付税は、計画計上されている特殊財政需要額を考慮して算出した。
その他交付金	…	基本的に、令和7年度予算額で固定した。
分担金・負担金 使用料・手数料	…	令和7年度予算額を基本に、計画に係る事務事業分を見込んだ。
国県支出金	…	令和7年度予算額を基本に、歳出における伸び率及び計画に基づく事業の補助金等を見込んだ。
財産収入	…	臨時的なものを除き、令和7年度予算額を基本として算出した。
繰入金	…	地域振興整備基金及び過疎地域持続的発展特別事業基金を活用するほか、今後実施予定の事業（国際交流関係、社会福祉関係等）に伴う目的基金からの繰入れを見込んだ。また、各年度の収支調整財源として、財政調整基金の繰入れ（R8：12億、R9：9億2千万）、減債基金の繰入れ（R8：6億4千万、R9：4億6千万）を見込んだ。
その他の収入	…	令和7年度予算額を基本に、計画に基づく事業分を見込んだ。
市 債	…	計画に係る主要事務事業分の財源として、各事業に適した効率的かつ具体的な地方債を見込んだ。また、時限債については、期限後年度を別の通常債に振り替えることとした。臨時財政対策債については措置が無いものとした。
繰越金	…	令和8年度は令和7年度当初時の予備費の額とし、令和9年度以降は前年度の形式収支額を計上した。

歳出

人件費	…	(1) 職員給 現在の定員を基本に、令和8年度以降の採用分を見込んで積算した。 (2) 特別職 令和7年度予算額を基本として積算した。
一般行政経費	…	物件費、補助費等については、令和7年度予算額を基本とし、計画に係る主要事務事業分に加え、物価高騰に伴う増嵩分及び経費や補助金の効率化等による縮減を見込んだ。扶助費については、令和7年度予算額を基本とし、社会保障費の伸び率を見込んだ。
維持補修費	…	通常分は令和7年度予算額を基本に、計画に係る主要事務事業分を見込んだ。また、臨時要素として見込む経費も令和7年度予算額同額で見込んだ。
公債費	…	市債の償還計画に加え、計画による新規発行債に係る後年度償還額を見込んだ。
投資的経費	…	(1) 普通建設事業 計画に係る主要事務事業分の各年度における具体的な事業費を見込んだ。 (2) 災害復旧事業 計画の対象としないこととした。
償還助成等債務	…	農林関係の償還助成等の支払額を計上した。

SDGs の推進

SDGs とは、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された、先進国を含む国際社会全体の開発目標（Sustainable Development Goals）です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール（目標）と 169 のターゲット（取り組み・手段）で構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取り組みが示されています。二本松市総合計画の基本目標、政策、施策の各体系に関連する SDGs の 17 の目標を紐付けることで、本市の実情にあわせた SDGs の推進を図り、諸課題の解決や地方創生につなげます。

【SDGs における 17 の目標】

	目標1 貧困 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる		目標10 不平等 国内および各国間の不平等を是正する
	目標2 飢餓 飢餓を終わらせ、食料安全保障および栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する		目標11 持続可能な都市 包摂的 ^{ほうせつ} で安全かつ強靱 ^{きょうじん} （レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する
	目標3 保健 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		目標12 持続可能な消費と生産 持続可能な消費生産形態を確保する
	目標4 教育 すべての人に包摂的 ^{ほうせつ} かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習 ^{しやうがいがく} の機会を促進する		目標13 気候変動 気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	目標5 ジェンダー ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化（エンパワメント）を行う		目標14 海洋資源 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	目標6 水・衛生 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		目標15 陸上資源 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復および生物多様性の損失を阻止する
	目標7 エネルギー すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する		目標16 平和 持続可能な開発のための平和で包摂的 ^{ほうせつ} な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的 ^{ほうせつ} な制度を構築する
	目標8 経済成長と雇用 包摂的 ^{ほうせつ} かつ持続可能な経済成長およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する		目標17 実施手段 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
	目標9 インフラ、産業化、イノベーション 強靱 ^{きょうじん} （レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進およびイノベーションの推進を図る		

基本目標 1 健康で暮らし続けられるまち

政策 1 元気で暮らす健康づくり

施策 1-1

介護予防と健康寿命の延伸



主要事業	R 7	R 8	R 9	事業内容
健康づくり推進事業（健康増進計画等各種計画の進行管理）	→	→	→	健康づくり推進協議会の開催及び第二次二本松市健康増進計画（平成 29 年度策定：平成 30～令和 9 年度）の進行管理（食育推進計画・自殺対策計画を含む。）を行う。
予防接種事業（成人・高齢者、任意）	→	→	→	定期予防接種及び法定外予防接種（带状疱疹ワクチン等）の実施、接種費用の助成を行う。
歯っぴいスマイル事業	→	→	→	歯科衛生士、保健師による歯みがき教室（幼稚園、保育所、小中学校の希望校）を実施。また、妊婦及びそのパートナーの歯科検診や 1 歳 6 カ月健診、3 歳児健診でフッ化物歯面塗布を行い、5 歳未満まで 3 回分のフッ化物歯面塗布受診券の発行を行うほか、市内保育所・幼稚園、および小学校でのフッ化物洗口を実施する。
温泉等利用健康増進事業	→	→	→	70 歳以上になる方へ、健康の増進、閉じこもりの解消を目的に温泉等施設やあん摩マッサージ指圧・はり・きゅう施設の利用券を交付する。
データヘルス計画の推進	→	→	→	二本松市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づき、生活習慣病の重症化予防、重複・頻回受診者への指導事業等を実施する。
食で健康プロジェクト	→	→	→	食育推進計画に基づき、健康な心身をつくるため、子どもから高齢者まで健康に食を楽しむことができる取り組みを行う。
介護予防事業	→	→	→	高齢者自身が健康で、自分の意志で自由に活動できるよう厚生労働省等の根拠に基づく支援策を、介護保険料を活用し提案、支援を行う。

施策
1-2

生活習慣病予防とこころの健康づくり



主要事業	R 7	R 8	R 9	事業内容
後期高齢者保健事業	→	→	→	健康課題の把握や生活習慣病等重症化予防などの保健事業を実施するとともに、通いの場等で実施している介護予防事業との連携を図る。
生活習慣病予防事業(各種健診および施設検診の実施(特定健診除く))	→	→	→	生活習慣病を予防し、早期発見、早期治療の推進を図るため、各種健診、がん検診及び骨粗しょう症検診を実施する。
生活習慣病予防事業(健康教室、健康教育、健康相談の実施)	→	→	→	市民が健やかにいきいきと暮らすことができるよう、生活習慣病予防教室や健康教育、健康相談を実施する。また、青年期・壮年期からの健康づくりと生活習慣病等疾病の予防対策の一つとして、20, 30, 40, 50, 60, 70 歳を対象に歯科検診を実施する。
人間ドック検診事業	→	→	→	30 歳から 65 歳までの 5 歳毎の節目の方および 68 歳になる市民に対し実施する。
国保特定健診・国保特定保健指導事業	→	→	→	40 歳から 74 歳の被保険者に対し、生活習慣病の予防に着目した健康診査を実施し、被保険者の健康管理を図る。また、特定健診の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、予防効果が期待できる被保険者に対して、保健指導により生活習慣の改善を促し、生活習慣病の予防を図る。
後期高齢者健診事業	→	→	→	75 歳(一定の障がいのある方は 65 歳)以上の被保険者に対し、生活習慣病等の予防および早期発見のために健康診査を実施し、被保険者の健康管理を図る。

政策 2 地域みんなで支えあう地域福祉の充実

施策 2-1

社会的弱者への福祉サービス



主要事業	R 7	R 8	R 9	事業内容
地域生活支援拠点等の整備事業	→	→	→	障がい者・児の緊急時の対応や自立生活体験の場づくりを実施し、地域生活支援の推進を図る。
生きがい活動支援通所事業	→	→	→	介護保険の対象とならない概ね 65 歳以上の高齢者を対象に、心身機能の維持向上を図り、健康でいきいきとした生活が送れるよう支援するため、週 1 回のデイサービス事業を実施する。
高齢者等生活支援事業	→	→	→	高齢者の生活を支援し、住み慣れた地域でいつまでも暮らすことができるような事業を展開する。
巡回福祉車両運行事業	→	→		二本松地域において、65 歳以上の高齢者や障がい者等の方が、通院や買い物、公共施設に向かう時に利用できる乗合型タクシーを運行する。令和 9 年度より、二本松地域デマンドタクシーに移行予定。
デマンドタクシー運行事業	→	→	→	安達、岩代、東和地域において、地域住民の移動手段としてデマンド型乗合タクシーを運行する。令和 7 年度からは順次 AI デマンドタクシーを導入する。また、令和 9 年度からは二本松地域でも運行予定。
高齢者の公共交通の運賃無料化事業	→	→	→	75 歳以上の方を対象に二本松市内における公共交通（路線バス、デマンドタクシー、ようたすカー等）の無料化を実施する。
障がい者相談支援事業	→	→	→	障がい者等の福祉に関する問題について、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を、4 つの相談支援事業所に委託して行う。
地域生活支援事業	→	→	→	相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、社会参加支援事業、発達障がい児支援事業など、障がい者やその家族が日常生活または社会生活を営むことができるよう事業を実施する。

施策
2-2

地域で支えあう福祉のまち



主要事業	R 7	R 8	R 9	事業内容
民生委員の担い手確保対策事業	→	→	→	民生委員の負担軽減と新たな地域福祉の担い手の育成・確保のため、「民生委員協力員」を配置し、各委員が活動しやすい体制づくりに取り組む。
社会福祉協議会活動推進事業	→	→	→	社会福祉協議会の福祉活動専門員の設置等に対し、人件費の補助を行う。
敬老事業	→	→	→	77 歳、88 歳、99 歳の方へ敬老記念品を贈呈し、100 歳を迎えられた方には賀寿状と祝金を贈呈する。また、各地域で開催される敬老事業、特別養護老人ホーム等の施設で開催される敬老会に対して、運営補助を行う。
認知症高齢者等見守り事業	→	→	→	各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し地域における認知症高齢者等の見守り体制の構築を推進するとともに、認知症高齢者にQRコードを配付して行方不明の未然防止を図る。

施策
2-3

社会保障制度の充実



主要事業	R 7	R 8	R 9	事業内容
国保の健全な運営（国保特会繰出）	→	→	→	国保財政安定化支援事業分および低所得者に係る保険税軽減相当額について、一般会計からの繰出しを行い、国民健康保険特別会計の財政基盤の安定・強化を図る。
後期高齢者医療制度の健全な運営（負担金・繰出金）	→	→	→	後期高齢者医療特別会計に係る人件費、事務費、健診事業費および保険基盤安定負担金の繰出しを行う。
地域包括支援センター業務委託	→	→	→	中学校区を基本とした市内6カ所の地域包括支援センターの運営を委託し、高齢者福祉サービスの充実を目指す。
生活困窮者自立支援事業	→	→	→	生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者に対し、自立の促進等を図ることを目的として生活困窮者自立支援事業を行う。

政策3 生涯学習・生涯スポーツの推進

施策 3-1

生涯学習機会の提供



主要事業	R 7	R 8	R 9	事業内容
自主事業公演	→			文化センターの利用促進のため自主事業公演を行う。

施策 3-2

生涯学習環境の整備



主要事業	R 7	R 8	R 9	事業内容
社会教育施設管理・運営	→	→	→	文化センター、公民館等について、管理・運営を行い、利便性の向上を図る。

施策 3-3

生涯スポーツの振興



主要事業	R 7	R 8	R 9	事業内容
スポーツ力向上事業	→	→	→	全国大会等出場者への激励金贈呈、総合型地域スポーツクラブへの補助などを行う。
社会体育施設等の管理・運営	→	→	→	施設利用の安全管理と市民の健康づくりや体力向上のため、環境整備を行う。

基本目標 2 地域の誇りに満ちた活力あるまち

政策1 自然・歴史・文化の価値を磨き続けるまち

施策 1-1

おもてなし観光の推進



主要事業	R 7	R 8	R 9	事業内容
DMO推進事業	→	→	→	観光施策を戦略的に推進するため、観光DMOに対する支援を行う。
祭り、イベントへの助成	→	→	→	伝統、文化等を継承する祭り、イベントに助成を行う。
観光立市推進事業	→	→	→	観光交流人口の増を図るため、観光事業を推進する。
「観光立市二本松」イメージアップ広報宣伝事業	→	→	→	「観光立市二本松」の推進のため、電波宣伝、紙上広告、ポスター作成等を行う。
ふくしまDC推進事業	→	→	→	福島県内の観光振興を図るため、県及び市町村が大型観光企画デスティネーションキャンペーンを実施する。

施策 1-2

歴史・文化・観光資源の発掘活用、整備



主要事業	R 7	R 8	R 9	事業内容
霞ヶ城公園整備事業	→	→	→	公園利用者の満足度向上、観光拠点及び二本松城跡の価値向上を目的に、施設の維持管理及び活用を進める。
道の駅管理運営事業	→	→	→	道の駅「安達」・和紙伝承館、道の駅「さくらの郷」、道の駅「ふくしま東和」の機能充実と地域情報の発信を行う。
道の駅「ふくしま東和」改修事業	→	→		地域住民による利活用の更なる向上と、地域活性化のため施設の計画的な改修を行う。
スカイピアあだたら運営事業	→	→	→	指定管理制度を活用しスカイピアあだたらの管理運営を行う。
名目津温泉管理運営	→	→	→	指定管理制度を活用し名目津温泉の管理運営を行う。
体験・滞在型観光の推進	→	→	→	農業体験（グリーンツーリズム）や登山、スキーなどのアクティビティを通じ体験・滞在型観光を推進するため実施団体に助成を行う。
菊のまち二本松推進事業	→	→	→	菊のまち二本松の伝統を継承する「二本松の菊人形」に対して支援をする。

主要事業	R 7	R 8	R 9	事業内容
桜の郷にほんまつの推進事業	→	→	→	桜の維持管理研修会等を実施し桜の名所づくりを推進する。
あだたら溪谷自然遊歩道整備	→	→		あだたら溪谷自然遊歩道の改修整備を行い、遊歩道利用者の安全確保を図る。

施策
1-3

文化芸術活動の推進



主要事業	R 7	R 8	R 9	事業内容
埋蔵文化財発掘調査	→	→	→	開発行為に伴う遺跡の保存協議資料を得るため、市内遺構の試掘調査等を行う。
二本松城跡調査事業	→	→	→	二本松城跡整備基本計画の見直しを行うとともに、追加指定のための発掘調査を実施する。
大山忠作美術館管理運営	→	→	→	大山忠作美術館の管理運営を指定管理委託で行う。また、全国の小・中学生を対象とした絵画コンクールを実施する。
地域文化顕彰事業	→	→	→	朝河貫一博士講演会や戒石銘顕彰作文コンクールを実施する。
無形民俗文化財記録保存事業		→		無形民俗文化財を後世に継承するため、映像記録を作成し、保存する。
歴史文化体験事業	→	→	→	二本松歴史館において、小・中学生及び一般を対象とする二本松の歴史に関する体験学習や講座、更に特別企画展を開催する。

政策2 活気あふれる商工業と就業機会の拡大

施策 2-1

中心市街地と地域商業の活性化



主要事業	R 7	R 8	R 9	事業内容
商店街消費創出事業	→	→	→	商業者組織が市内地域経済の活性化および交流人口の拡大に資するために実施する賑わいづくり事業に対して支援し、新たな消費の創出を図る。
商工振興事業	→	→	→	商工業の振興を図るため、商工団体（商工会議所・商工会等）に対する支援を行う。
商店街活性化推進事業（新事業チャレンジ補助等）	→	→	→	商店街等の活性化を図るため、中小企業者等が行う各種事業に対して支援する。
経営力の向上（事業所等人材育成事業）	→	→	→	経営者や従業員のスキルアップのため、人材の育成にかかる研修の開催等を支援する。
創業支援事業	→	→	→	新たに市内で創業しようとする者を支援する。

施策 2-2

地域産業と物産の振興



主要事業	R 7	R 8	R 9	事業内容
企業間交流推進事業	→	→	→	市内の企業・事業所および関係機関等を対象に交流会等を開催し、情報交換の促進を図る。
地場産業振興事業	→	→	→	地場産業の育成、振興を図るため、地場産業を営む団体等を支援する。
商工業融資事業	→	→	→	中小企業者等の経営安定と発展を図るため、各種制度資金の融資および信用保証料補助等を行う。

施策
2-3

多様な就業の場の確保



主要事業	R 7	R 8	R 9	事業内容
企業誘致推進事業	→	→	→	企業誘致を積極的に推進し、産業の振興および雇用の創出を図る。
工場等立地促進事業	→	→	→	市内に工場等を新・増設、移転する企業に対し、奨励金を交付する。
新産業団地整備事業	→	→	→	企業立地の促進を図るため、長命工業団地分譲の見通しがたった段階で、新たな産業団地の整備を進める。
にほんまつ企業就職ガイダンス等の開催	→	→	→	地域雇用を確保するため、高校2年生を対象に企業就職ガイダンスを開催する。

施策
2-4

地産地消のエネルギー事業の推進



主要事業	R 7	R 8	R 9	事業内容
安全・安心な再生可能エネルギー事業の推進	→	→	→	地域と調和のとれた安全・安心な再生可能エネルギーを推進することにより、脱炭素と地域活性化を目指す。
脱炭素推進事業（太陽光発電設備等設置補助等）	→	→	→	住宅用太陽光発電システムや蓄電池への補助を行い、市民の再生可能エネルギー導入推進を図る。

政策3 自然の豊かさを実感できる農業の実現

施策 3-1

農業担い手の育成と生産基盤の整備



主要事業	R 7	R 8	R 9	事業内容
地域計画の推進 (旧：人・農地プラン)	→	→	→	地域での話し合いに基づき、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」について、地域の取組みを支援する。
遊休農地再生事業	→	→	→	遊休農地を再生・利用する者に対して補助金を交付する。
中山間地域等直接支払制度事業	→	→	→	生産条件不利地域の生産活動継続を支援する。
多面的機能支払交付金事業	→	→	→	地域共同による農用地、水路、農道等の保全管理活動を支援する。
地域担い手育成総合支援事業	→	→	→	農業経営の合理化と省力化を図るために、農業機械、施設等の経費の一部を助成する。
畑作生産振興事業	→	→	→	園芸畑作物用の施設資材等の共同購入、安定出荷体制の確立を目指す生産団体等に対して補助金を交付する。
新規就農者支援事業	→	→	→	新規就農者を研修者として受け入れ、指導する団体に対し、研修経費の一部を助成するとともに、新規就農者に対して資金を交付する。
水利施設整備事業(基盤水利施設保全型)岳地区		→	→	岳ダムの各部機器等の更新を行う。(3期事業)
林道施設長寿命化修繕事業	→	→		個別施設計画に基づき、必要な時期に適切に修繕を行い、林道施設の長寿命化を図る。
防災ダム整備事業(岳ダム)	→	→	→	ダムの防災機能維持のため、効率的な対策工法の検討及び機能保全計画を策定し、必要な対策工事を行う。
有害鳥獣被害対策事業	→	→	→	農林水産業や生活環境への被害拡大防止のため、有害鳥獣の捕獲・被害防止対策を実施する。
循環型農業推進事業	→	→	→	環境保全型農業及び循環型農業を推進するため、団体へ補助する。

施策
3-2

ブランド化の推進と販路拡大



主要事業	R 7	R 8	R 9	事業内容
農業 6 次産業化推進事業	→	→	→	6 次産業化を進める団体等への施設整備や開発研究事業・研修事業等に助成を行うとともに、開発された商品や農産物ブランド化の振興を行う。
農産物 P R 支援事業	→	→	→	安全・安心な生産および流通を確保するための取り組みを広く消費者に理解してもらうため P R 活動・販売促進事業を実施する。
畜産振興事業	→	→	→	肉用牛、乳用牛の増殖・改良等の推進および各種畜産団体への助成等を行う。（家畜導入事業助成・優良牛改良増殖ゲノム解析等）

政策4 人がつながり支えあう地域づくりの推進

施策 4-1

個性あふれる地域づくりの推進



主要事業	R 7	R 8	R 9	事業内容
市民との協働による地域づくり支援事業	→	→	→	市民が主体となって取り組む事業を支援し、協働のまちづくりを推進する。
地域おこし協力隊および集落支援員事業	→	→	→	地域おこし協力隊、集落支援員を配置し、地域活性化と定住促進を図る。
地方創生推進事業	→	→	→	二本松市まち・ひと・しごと創生総合戦略の総合調整を行い、地方創生を推進する。
地域づくり推進事業	→	→	→	地域づくりを推進するため、イベント等へ助成を行う。
定住促進・二地域居住推進事業	→	→	→	移住・定住を促進するため、全国への情報発信や都市部住民向けの PR 活動等を行う。
定住支援員事業	→	→	→	定住支援員を配置し、移住・定住を促進する。
空き家バンク事業	→	→	→	移住者の住居対策として、市内にある空き家で売却や賃貸を希望する物件を登録し、移住希望者に紹介する。

施策 4-2

地域自治活動の推進



主要事業	R 7	R 8	R 9	事業内容
市民との協働による地域自治推進費助成	→	→	→	行政区の自主的な公共活動を支援し、住みよい地域づくりを推進する。
集会施設整備費補助金	→	→	→	行政区における集会施設の新築、増築、改築、上下水道整備について交付要綱に基づき助成する。

基本目標 3 世代をつないで人を育むまち

政策1 子育てにやさしい環境づくり

施策 1-1

妊娠・出産、母子の健康づくりの支援



主要事業	R 7	R 8	R 9	事業内容
妊婦健康診査	→	→	→	妊婦一般健康診査 15 回、産後健診の費用助成等を行う。
生殖補助医療費・一般不妊治療費・不育症治療費助成事業	→	→	→	一般不妊治療・不育症治療を行った場合、治療費の一部を助成することにより経済的な負担の軽減を図る。また、生殖補助医療の一部を助成する制度については、保険適用開始後も保険診療の対象とならない先進医療等により治療を継続している方の経済的負担軽減を図る。
妊婦にやさしい出産時交通費等助成事業	→	→	→	出産時に医療機関までの移動にかかる経費を助成する。また、分娩取扱施設が遠方の場合の宿泊費を助成する。
出産・子育て応援事業	→	→	→	安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から妊産婦等に寄り添い、必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う。
予防接種事業(乳幼児・学童)	→	→	→	定期予防接種及び法定外予防接種(おたふくかぜワクチン等)の実施、接種費用の助成を行う。
乳幼児健診・相談事業	→	→	→	乳幼児の健全な発育のため健康診査、健康相談を実施する。
乳児家庭全戸訪問事業	→	→	→	生後4ヶ月までの乳児のいる家庭を全て訪問し、相談・支援等を実施する。
笑顔さんさん祝金支給事業	→	→	→	1年以上市内に居住している方の第3子以降の出産に対し、祝金を支給する。

施策 1-2

子育て家庭の負担軽減



主要事業	R 7	R 8	R 9	事業内容
子育て世帯への相談支援事業	→	→	→	家庭児童相談業務の実施、子育て短期支援事業、親子関係形成支援事業、子育て世帯訪問支援事業等により、育児不安の軽減および虐待を未然に防止する。
子ども医療費助成事業	→	→	→	出生から18歳までの子どもを対象に保険診療医療費の一部負担金および食事療養費定額分を助成する。

－基本目標３－

主要事業	R 7	R 8	R 9	事業内容
国保税における子どもの均等割額減免事業	→	→	→	国保税において、18 歳以下の子どもに係る均等割額について、全額を免除する。
保育所、認定こども園、幼稚園保育料の助成事業	→	→	→	子育て世帯の経済的負担を軽減するため、私立幼稚園等の対象施設が保育料、副食費を減額した場合に減額分を補助する。
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	→	→	→	月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」を実施する。
就学援助事業	→	→	→	教育の機会均等、義務教育の円滑な実施を図るため、必要な援助を行う。（新入学用品援助・保護児童等援助・その他）
保護者の負担軽減	→	→	→	保護者の経済的負担を軽減するため、児童・生徒の教材等の費用の支援をする。
高等学校通学費助成事業	→	→	→	高等学校等に遠距離通学する生徒をもつ保護者の経済的負担を軽減するため、通学費の一部支給を行う。

施策
1-3

働きながら子育てできる環境の整備



主要事業	R 7	R 8	R 9	事業内容
子育て情報リーフレット、祖父母手帳の作成	→	→	→	妊婦・子育て・学び・若者を応援する情報を掲載するリーフレット、祖父母世代の子育てへの参加を促進するための「祖父母手帳」を作成する。
学童保育事業	→	→	→	昼間保護者のいない家庭の小学校児童に対して、放課後の適切な遊びと生活の場を与え、健全な育成を図る。
ブックスタート事業	→	→	→	赤ちゃんと保護者が絵本を介して心ふれあうひとときを持つことができる子育てのきっかけづくりを行う。
一時保育促進事業	→	→	→	私立の認可保育所・認定こども園・幼稚園が行う一時保育または預かり保育事業に係る経費の一部を助成するほか、一時保育の利用者負担額について、低所得者世帯等に対し負担額の一部を補助する。
延長保育事業	→	→	→	私立認可保育所等が行う延長保育事業に対し助成を行う。
病児保育事業	→	→	→	病児（症状の急変が無いものの病気の回復期ではない児童）や病後児（病気やけが等が急性期を経過する等安定した以後の回復期にある児童）の保育を行う事業者に対し運営補助を行う。
保育士宿舍借り上げ支援事業	→	→	→	待機児童解消に向けた保育士の就業継続支援として、民間の保育所等の設置者が保育士の宿舍を借り上げるための費用を補助する。

政策2 学ぶ力・生きる力を学校・家庭・地域と育む

施策 2-1

学校教育の充実



主要事業	R 7	R 8	R 9	事業内容
学力向上対策事業	→	→	→	小学校に学力向上非常勤講師を配置し、学習指導の強化を図る。また、小学2・4・6年生に知能検査を、小学1～6年生を対象に学力検査を実施し、効果的な指導に役立てる。中学校全7校には学力向上非常勤講師を配置し学習指導を実施。中学1・3年生を対象に知能検査を、中学1・2年生を対象に学力検査を実施し、効果的な指導に役立てる。さらに、小学5年生及び中学3年生を対象に「土曜学び塾」を実施する。
学び合う環境づくり推進事業	→	→	→	学力向上や生徒指導など各学校の課題解決のために、校内研修を充実させるための講師招聘と、管理職の学校経営マネジメント力向上のための研修の機会を確保する。
元気な児童・生徒育成支援事業	→			小学4・5・6年生、中学1年生を対象に市内スキー場において、スキー教室を実施する。
外国語活動講師派遣事業	→	→	→	小学校における外国語活動・外国語科について、外国人講師を派遣し、活動の充実を図る。
学校図書館支援事業	→	→	→	学校図書館司書を配置し、児童・生徒の読書活動を推進する。
市民の翼海外派遣事業(中学生)	→	→	→	中学2年生を対象に、アメリカ合衆国ニューハンプシャー州ハノーバー町への派遣を行う。

施策 2-2

学校と家庭、地域が連携した教育の推進



主要事業	R 7	R 8	R 9	事業内容
社会教育推進事業(公德心高揚運動推進)	→	→	→	公德心高揚運動の推進を図る。
放課後子ども教室推進事業	→	→	→	子どもたちが地域住民やボランティアと交流(地域連携)し、スポーツおよび文化活動を実施する。
読書振興事業(子ども読書活動、ブックステップ事業)	→	→	→	家庭での子ども読書活動の推進を図るとともに、小学生を対象に子ども司書養成講座を実施する。
屋内遊び場運営事業	→	→	→	体力向上を目指し、子どもが安心して遊ぶことができる屋内遊び場(げんきキッズパーク)を運営する。

施策
2-3

学校教育環境の整備充実



主要事業	R 7	R 8	R 9	事業内容
小・中学校改修整備	→	→	→	子どもたちが快適に学べる学習環境を整えるため、学校施設の構造体における老朽対策を行い、長寿命化を図る。
岩代地域義務教育学校整備事業	→	→	→	岩代地域に義務教育学校を整備する。
小・中学校 ICT 環境整備事業	→	→	→	小・中学校に、電子黒板の整備を行いデジタル教科書の活用促進を図る。新たな学習指導要領に即した学びを実現するため、ICT 支援員を配置する。
GIGA スクール整備事業	→	→	→	「児童生徒 1 人 1 台端末整備を前提とした高速大容量の通信ネットワーク」を整備することで、小中学校児童・生徒に個別最適化された学びを持続的に提供する。
介助員配置事業	→	→	→	障がいのある児童・生徒を支援するため、介助員を配置する。
スクールバス運行事業	→	→	→	公共交通を利用できない遠距離通学の児童・生徒を支援するため、スクールバス等を運行し、通学時の安全および教育の機会均等を確保する。

政策3 若者の定住促進

施策 3-1

若者の生活基盤の確保



主要事業	R 7	R 8	R 9	事業内容
多世代同居住宅改修助成金事業	→	→	→	新たに多世代で同居する方が住宅をリフォームする際に助成を行う。
移住促進住宅取得奨励金事業	→	→	→	若者の移住を促進するため、住宅を取得し市内に転入する方に助成金を支給する。
来てにほんまつ住宅取得支援事業	→	→	→	県外からの移住者に、住宅取得に係る費用について助成を行う。
住んでにほんまつ空き家対策総合支援事業	→	→	→	市外からの移住者等に、空き家の改修に係る費用について助成を行う。

施策 3-2

多様な就業の場の確保と 若者のチャレンジ支援



主要事業	R 7	R 8	R 9	事業内容
企業誘致推進事業（再掲：2-2-3 掲載）	→	→	→	企業誘致を積極的に推進し、産業の振興および雇用の創出を図る。
工場等立地促進事業（再掲：2-2-3 掲載）	→	→	→	市内に工場等を新・増設、移転する企業に対し、奨励金を交付する。
新産業団地整備事業（再掲：2-2-3 掲載）	→	→	→	企業立地の促進を図るため、長命工業団地分譲の見通しがたった段階で、新たな産業団地の整備を進める。
にほんまつ企業就職ガイダンス等の開催（再掲：2-2-3 掲載）	→	→	→	地域雇用を確保するため、高校2年生を対象に企業就職ガイダンスを開催する。
事業所等人材育成事業（再掲：2-2-1 掲載）	→	→	→	経営者や従業員のスキルアップのため、人材の育成にかかる研修の開催等を支援する。
創業支援事業（再掲：2-2-1 掲載）	→	→	→	新たに市内で創業しようとする者を支援する。
国際留学助成事業	→	→	→	ダートマス大学、イエール大学へ留学する学生等に対し、奨学金を支給する。
大卒者等定住促進奨励金	→	→	→	大学等卒業後1年以内で、新たに市内事業所等に正規雇用された者に対し、奨学金返済額の一部を支給する。

施策
3-3

出会いと交流の促進



主要事業	R 7	R 8	R 9	事業内容
結婚推進の充実	➡	➡	➡	少子化対策の一環として、希望してもなかなか結婚機会に恵まれない人のために、結婚相談や情報提供、出会いの場の提供等、晩婚化・未婚化に対する支援を実施する。

政策4 多様性と包摂性^{ほうせつせい}

施策 4-1

SDGs の推進

主要事業	R 7	R 8	R 9	事業内容
SDGs の目標達成に向けた進行管理	→	→	→	持続可能で多様性と包摂性 ^{ほうせつせい} のある社会の実現を目指す。

施策 4-2

ジェンダー平等の実現



主要事業	R 7	R 8	R 9	事業内容
男女共同参画基本計画の策定と進行管理	→	→	→	男女共同参画の普及推進等を図る。

施策 4-3

基本的人権に関わる事項



主要事業	R 7	R 8	R 9	事業内容
人権擁護事務（人権擁護委員）	→	→	→	人権擁護委員法に基づき、法務大臣が委嘱する委員を選し議会の同意を得て推薦するとともに、相談活動や研修などの補佐を行う。

施策
4-4

国際交流の推進



主要事業	R 7	R 8	R 9	事業内容
市民の翼海外派遣事業(中学生) (再掲：3-2-1 掲載)	→	→	→	中学2年生を対象に、アメリカ合衆国ニューハンプシャー州ハノーバー町への派遣を行う。
国際友好都市交流事業	→	→	→	朝河貫一博士を縁にアメリカ合衆国ニューハンプシャー州ハノーバー町と友好都市を締結。相互に学生の受け入れを行う。
国際理解の推進	→	→	→	訓練所のあるまちとして、駅でのお出迎え、交流イベント等青年海外協力隊訓練所の訓練生の支援を行う。

基本目標4 安全で快適な暮らしのあるまち

政策1 居住環境の整った暮らしやすいまちづくり

施策 1-1

良好な市街地の形成



主要事業	R 7	R 8	R 9	事業内容
二本松駅南地区整備事業	→	→	→	二本松駅南側に駅前広場、南北自由通路及び接続道路を整備する。
居住誘導区域内宅地開発推進助成事業	→	→		居住誘導区域での宅地開発誘導のため、開発事業者へ助成を行う。
空家除却費補助事業	→	→	→	不良度の高い空家の除却を行う者に対し、除却にかかる費用の一部を補助する。

施策 1-2

効率的・効果的な交通体系の整備



主要事業	R 7	R 8	R 9	事業内容
公共交通の充実（生活バス路線維持対策事業）	→	→	→	住民の交通の利便性維持を目的として、生活バス路線の運行に要する経費について補助金を交付する。
公共交通の充実（コミュニティバス運行）	→	→	→	安達、岩代、東和地域において、地域住民の移動手段としてコミュニティバスを運行する。
デマンドタクシー運行事業（再掲：1-2-1 掲載）	→	→	→	安達、岩代、東和地域において、地域住民の移動手段としてデマンド型乗合タクシーを運行する。令和7年度からは順次 AI デマンドタクシーを導入する。また、令和9年度からは二本松地域でも運行予定。
市道整備事業	→	→	→	市道の交通安全の確保、交通利便性の向上を図るため、道路の計画的な整備を進める。
生活道路整備費補助事業	→	→	→	生活道路整備に係る費用の一部を補助する。
道路環境整備事業	→	→	→	雨水排水路・側溝の整備および舗装路面の補修を行い、安全かつ円滑な道路環境の整備を図る。
道路照明新設事業	→	→	→	夜間の防犯および交通の安全を確保するため、道路照明（LED 灯）の整備を図る。
道路照明 LED 更新事業	→	→	→	CO2 排出抑制および電気量削減のために、既存道路照明を LED 灯に交換する。
交通安全施設整備事業	→	→	→	交差点等のカラー舗装、歩道整備、グリーンベルト、ガードレール等の交通安全施設の整備を行い、安全確保を図る。

－基本目標4－

主要事業	R 7	R 8	R 9	事業内容
道路ストック総点検事業	→	→		路面性状調査、道路附属物点検調査を行い、道路の安全確保を図る。
道路補修事業	→	→	→	舗装路面の補修を行うとともに、路上再生路盤工により質的改良を行い、道路を走行する車両の安全かつ円滑な交通を確保する。
道路橋長寿命化修繕事業	→	→	→	老朽化した道路橋を点検、修繕して、道路橋の安全性の向上や長寿命化を図る。

施策 1-3

多世代が集う憩いの場づくり



主要事業	R 7	R 8	R 9	事業内容
霞ヶ城公園整備事業（再掲：2-1-2 掲載）	→	→	→	公園利用者の満足度向上、観光拠点及び二本松城跡の価値向上を目的に、施設の維持管理及び活用を進める。
安達ヶ原公園・安達ヶ原ふるさと村整備事業	→	→	→	多世代の憩いの場や市内外利用者の交流拠点として、安全安心や利便性の提供と適正な維持管理を進める。
観音丘陵遊歩道整備事業	→	→	→	多世代が集う憩いの場として、安全かつ快適に通行できるよう適正な維持管理を進める。
地域公園利活用促進事業	→	→	→	地域住民の憩いの場や交流拠点として、安全安心や利便性の提供と適正な維持管理を進める。

施策 1-4

水の安定供給



主要事業	R 7	R 8	R 9	事業内容
上水道第七次拡張（未普及地域解消）事業	→	→	→	第七次拡張事業を推進するとともに、上水道未普及地域解消を進める。
二本松地域施設改良事業	→	→	→	二本松地域上水道の水道施設の耐震化や、老朽化に伴う施設等を整備する。
安達地域施設改良事業	→	→	→	安達地域上水道の水道施設の耐震化等を進める。
生活用水確保対策事業（井戸ボーリング工事費補助）	→	→	→	水道未普及地域内にボーリングさく井工事により生活用水を確保しようとする者に対し、工事費の一部を補助することにより、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与する。
水道料金・下水道使用料改定	→	→	→	サービスの安定的な継続のため、公正妥当な水道料金・下水道使用料の改定を行う。

政策2 安全なまちづくりの推進

施策 2-1

切れ目ない防災対策



主要事業	R 7	R 8	R 9	事業内容
地域防災計画の総合管理（適時見直し等）	→	→	→	防災関係機関の処理すべき事務または業務を管理し、必要に応じて適宜見直しを行う。
ハザードマップの総合管理（適時見直し等）	→	→	→	災害危険区域等の見直しにあわせて修正を行い、全戸への配付、説明会を行い周知を図る。
自主防災組織育成事業	→	→	→	自主防災組織の立ち上げについて、出前講座や組織作りのための支援を行う。また、防災組織で使用する備品購入費の補助を行う。
防災備蓄品整備事業	→	→	→	避難所で必要となる備蓄品を随時購入する。また、感染症対策として備えるべき備蓄品を管理する。
防災設備整備事業（防災ラジオ・防災行政情報配信システム）	→	→	→	防災行政情報配信システム及び防災アプリの適正な維持管理と、防災ラジオの更なる普及に努める。
水防対策の充実	→	→	→	阿武隈川流域の浸水が想定される地域に配備する排水ポンプの適正管理に努め、大雨時の内水による被害の軽減を図る。
消防団の活性化（消防団活動の充実）	→	→	→	消防団の組織の強化と、消防団員の活動環境の整備を図る。
消防施設等整備事業（屯所）	→	→	→	防災活動の拠点となる消防屯所の計画的な整備を図る。
消防施設等整備事業（ポンプ車）	→	→	→	消防力の強化を図るため、ポンプ自動車、小型動力ポンプ積載車等の計画的な整備更新を行う。
消防施設等整備事業（消防水利施設）	→	→	→	市内全域のバランスを考慮しながら、消防水利の計画的な整備を図る。
民間木造住宅の耐震化促進事業	→	→	→	昭和56年以前の旧耐震基準で建てられた戸建て木造住宅の耐震化を図るため、耐震診断者を派遣する。また診断の結果耐震改修が必要と判断された住宅の耐震改修費用等の一部を補助する。
ブロック塀等除却補助事業	→	→	→	現行基準に適合しない又は危険なブロック塀等の除却を行う者に対し、補助金を交付し、通学路や避難路の安全を確保する。

施策
2-2

暮らしの安全対策の充実



主要事業	R 7	R 8	R 9	事業内容
犯罪被害者等支援事業	→	→	→	犯罪被害者等の経済的負担を軽減することを目的として、見舞金等を支給する。
地域安全パトロール隊設置事業	→	→	→	犯罪のない明るい地域づくりを推進するための活動を行うとともに、地域安全パトロール隊の拠点となる二本松奉行所の適正な維持管理に努める。
消費者の保護（消費生活相談）	→	→	→	消費者の利益の擁護および増進を図り、市民の消費生活の安定および向上に資するため、消費生活相談を行う。
地域猫等不妊去勢手術補助事業	→	→	→	地域猫を管理する団体等が実施する地域猫の不妊・去勢手術に対し補助を行う。

施策
2-3

医療体制の充実



主要事業	R 7	R 8	R 9	事業内容
地域医療体制確保事業	→	→	→	市内に小児科・内科・総合診療科を標榜する診療所を新規開設または事業承継する者に対し、補助金を交付する。
救急医療対策事業（在宅当番医制事業）	→	→	→	安達医師会に委託して、休日でも必要な医療が受けられるよう、医療体制の確保に努める。
救急医療対策事業（緊急歯科当番医制事業）	→	→	→	安達歯科医師会に委託して、休日でも必要な歯科医療が受けられるよう、医療体制の確保に努める。
救急医療対策事業（安達地方病院群輪番制事業）	→	→	→	4病院（枅・枅記念・二本松・谷）により夜間および休日の第二次救急医療体制の確保に努める。
救急医療対策事業（自動体外式除細動器（AED））	→	→	→	市内小中学校を含む公共施設へ AED を設置する。
感染症予防事業（保健衛生医薬品）	→	→	→	感染症の流行時におけるまん延防止のための衛生用品（サージカルマスク、N95 マスク、手指消毒液、感染防護セット等）を購入し備蓄する。

施策
2-4

放射線対策の推進



主要事業	R 7	R 8	R 9	事業内容
放射能除染事業	→	→	→	積込場の原状回復及び返却を行う。また、現地保管場からの移送を行う。
自家消費農産物・井戸水簡易測定	→			放射性物質の簡易測定を行うことにより、自家消費農産物等の安全性を確保する。
保育所給食食材放射能測定事業	→			公立・私立認可保育所等で給食食材放射線量測定を実施する。
放射性物質吸収抑制対策（営農再開支援事業）	→	→	→	牧草地の放射性物質吸収抑制対策等を行う。
給食食材安全性確保事業	→			安全・安心な給食を提供するため、給食食材および完成食の放射性物質測定を行う。

政策3 自然と共生し環境にやさしいまち

施策 3-1

生活排水処理による水環境の保全



主要事業	R 7	R 8	R 9	事業内容
流域関連公共下水道事業（二本松処理区・安達処理区）	→	→	→	流域関連公共下水道事業（二本松処理区・安達処理区）の施設を整備するとともに、既設の施設の計画的な調査、改修を行う。
特定環境保全公共下水道事業（岳処理区・岩代処理区）	→	→	→	特定環境保全公共下水道事業（岳処理区・岩代処理区）の施設を整備するとともに、既設の施設の計画的な調査、改修を行う。
公衆トイレの維持管理	→	→	→	公衆トイレを適切に管理し利用者の利便を図るとともに、施設を清潔に保ち衛生環境の確保を行う。

施策 3-2

自然と森林環境の保全



主要事業	R 7	R 8	R 9	事業内容
森林病虫害等防除事業	→	→	→	森林資源の保全のため、松くい虫・カシノナガキクイムシに係る防除事業を実施する。
森林環境交付金事業	→	→	→	森林環境の保全および森林を守り育てる意識の高揚を図るため、森林を活用した体験学習等を行う。
森林経営管理事業	→	→	→	経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の委託を受け経営管理することや、林業経営者に再委託することにより、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を推進する。
広葉樹林再生事業	→	→	→	きのこ等原木林の再生と将来における原木の安定供給に向けた広葉樹林の再生を図る。

施策
3-3

資源の循環利用と環境負荷の低減



主要事業	R 7	R 8	R 9	事業内容
脱炭素推進事業（太陽光発電設備等設置補助等）（再掲：2-2-4掲載）	→	→	→	住宅用太陽光発電システムや蓄電池への補助を行い、市民の再生可能エネルギー導入推進を図る。
ごみの減量化の促進（3 R運動の推進）	→	→	→	限りある地球の資源を大切に使用し循環型社会の構築を進めるため、3 R運動の推進や生ごみ処理機への補助を行う。
公害防止対策の推進	→	→	→	公害苦情処理、河川水質検査及び騒音調査等を行う。
公共施設 LED 照明改修事業	→			脱炭素社会の推進を図るため、本庁、支所庁舎等公共施設の LED 照明への切り替えを年次計画により進める。 【対象施設】 本庁、市民交流センター、安達文化ホール、城山総合体育館、岩代公民館、コンサートホール、岳下小体育館、二本松一中体育館

方策の柱 みんなで創る持続可能なまち

方策1 市政改革

手法 1-1

市政改革の推進



主要事業	R 7	R 8	R 9	事業内容
市政改革推進行動計画の総合管理	→	→	→	市政改革推進行動計画を策定し、改革項目の推進と進捗管理を行う。
PDCA マネジメントサイクルの推進	→	→	→	PDCA マネジメントサイクルによる適切な進捗管理により、施策や事業の評価・検証を行い、市民サービスの向上を図る。
DXの推進	→	→	→	自治体情報システムの標準化・共通化を図るとともに、デジタル技術を活用することによる行政手続や窓口等のサービス向上と業務効率化を図る。

手法 1-2

部課横断型組織体系での対応の強化



主要事業	R 7	R 8	R 9	事業内容
行政組織の見直し	→	→	→	効率的・効果的に市民サービスを提供するために必要な行政組織機構の見直しを行う。また、本庁・支所間の連携の充実を図る。

手法 1-3

民間との連携、民間への移行



主要事業	R 7	R 8	R 9	事業内容
指定管理者制度の活用・外部委託の推進	→	→	→	多様化する市民ニーズに、より効果的・効率的に対応できるよう民間のノウハウを活用し、サービスの向上を図る。
窓口業務の民間委託	→	→	→	郵便局へ市民窓口コーナーの業務委託を進める。

手法
1-4



主要事業	R 7	R 8	R 9	事業内容
市民とのパートナーシップによる施設等の管理（除雪）	→	→	→	除雪ボランティアなど市民との協働による公共施設の管理を推進する。
公園ボランティア（市民とのパートナーシップによる施設等の管理）	→	→	→	地域に根ざした公園づくりを目的に、市民等の清掃ボランティアを募り、公園美化活動への積極的な参加を促す。
観光ボランティアガイド協会育成	→	→	→	歴史と文化が薫る二本松市を広く PR するために二本松観光ボランティアガイド協会に対して助成を行う。
市民道路パトロールの実施	→	→	→	郵便局、バス・タクシー会社の協力による民間道路パトロールを実施する。
道路・河川ボランティア活動支援	→	→	→	地域の生活環境の向上を目指して、道路・河川等の清掃ボランティアを行う市民・団体に対して、清掃資材を提供し、活動を支援する。

方策２ 全ての市民に情報が行き届くまち

手法 2-1

広報・広聴の充実



主要事業	R 7	R 8	R 9	事業内容
分かりやすい広報紙発行	→	→	→	広報紙の内容充実と見やすい紙面づくりに努め、市政に関する正確な情報を発信する。
多様なウェブサイト運営等	→	→	→	市政に関する正確かつ迅速な発信に努めるとともに、緊急情報メールと SNS との連動により、災害発生情報等はプッシュ式で迅速に発信する。
ソーシャルメディアの積極的な活用による情報発信	→	→	→	SNS を新たな広報手段として活用し、市政情報、二本松市の魅力、地域資源などを幅広く発信する。
緊急情報メールなどによる災害情報の発信	→	→	→	災害発生時等においては、ウェブサイトおよび SNS と連動して、災害発生状況等を迅速に発信する。
広聴活動の充実（まちづくりメール便・市民提案箱）	→	→	→	広く市民の声を市政に反映させるため、市ウェブサイトを活用した提案受付のほか広報紙にはまちづくりメール便を、市役所、各支所、住民センター等には市民提案箱を設置する。

手法 2-2

シティプロモーションの推進



主要事業	R 7	R 8	R 9	事業内容
人口ビジョンの改訂及び第3期総合戦略の策定	→			第2期まち・ひと・しごと総合戦略の計画期間が令和7年度で終了することから、第3期総合戦略の策定を行う。併せて人口推計の見直しを行う。
二本松市出身者やゆかりの人物による「ふるさと会」への参加	→	→	→	二本松市との結びつきを深め、郷土の発展に協力することを目的とし、東京都内において年1回程度、二本松会、東京岩代会、東京東和会を開催する。
美しい二本松の推進	→	→	→	「住んでよし」「訪れてよし」「うつり映えよし」の“さんよし”達成に向けて、市全体の景観を美しく綺麗に磨き上げ「美しい二本松」をつくり、魅力向上に努める。
合併20周年記念事業	→			1市3町の合併から20周年の節目を迎えるにあたり、記念式典等を実施する。

方策3 財政基盤の強化

手法 3-1

効率的・効果的な行政運営



主要事業	R 7	R 8	R 9	事業内容
日曜日の窓口サービスの実施	→	→	→	毎週日曜日 8:30~12:00 に市民課窓口を開設し、諸証明の発行・交付を行う。毎月第2・4日曜日にはマイナンバーカードの交付もあわせて行う。
コンビニ交付サービスの実施	→	→	→	マイナンバーカードを利用し、コンビニエンスストアで住民票の写し、印鑑登録証明書及び所得・課税証明書を取得できるサービスを行う。
収納率の向上(納付環境の整備・拡充)	→	→	→	共通納税システム利用によるキャッシュレス納付等を推進し、収納率の向上を図る。
電子入札システムの導入	→	→	→	電子入札システム及び入札参加資格受付システムの導入により、事務の効率化及び業者の利便性向上を図る。

手法 3-2

健全な財政運営の推進



主要事業	R 7	R 8	R 9	事業内容
ふるさと納税の推進	→	→	→	ふるさと納税を推進し、市の財源の確保と地場産品のPRを図る。
収入アップの取り組み	→	→	→	広報にほんまつ等による広告掲載料、未利用財産の売り払いや、ネーミングライツスポンサーを募るなど、自主財源の確保を図る。
固定資産評価基礎資料整備業務	→	→	→	固定資産税の適正課税のため、基礎資料整備を行う。
公共施設等総合管理推進事業	→	→	→	公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、公共施設等総合管理計画に基づき、施設更新や大規模改修に要する経費抑制に努める。

方策4 広域連携推進

手法 4-1

市域を超えた広域連携の推進



主要事業	R 7	R 8	R 9	事業内容
安達地方広域行政組合への参画	→	→	→	安達地方3市村（二本松市、本宮市、大玉村）が一体となって地域の活性化を推進するため、総務費、衛生費（ごみ・し尿処理施設・火葬場など）、消防費の負担金を支出し、住みよいまちづくりを目指す。
福島県後期高齢者医療広域連合への参画	→	→	→	後期高齢者医療を実施するため福島県後期高齢者医療広域連合の運営経費負担、療養給付費の一部負担および広域連合への職員派遣を行う。
福島地方水道用水供給企業団への参画	→	→	→	摺上川ダムからの受水による効率的な水利用および施設の合理的建設と管理運営を行うため、本市を含む県北地方3市3町によって、「福島地方水道用水供給企業団」を運営する。
ふくしま田園中枢都市圏への参画	→	→	→	近隣する市町村と相互に補完しあいながら連携し、持続可能な地域社会を構築する（参加市町村：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、飯舘村）。
こおりやま広域連携中枢都市圏への参画	→	→	→	近隣する市町村と相互に補完しあいながら連携し、持続可能な地域社会を構築する（参加市町村：郡山市、須賀川市、田村市、二本松市、本宮市、大玉村、鏡石町、天栄村、猪苗代町、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、磐梯町）。